【論考】

算と賦との研究

楠山修作

一　はじめに

漢書巻一上高帝紀四年秋八月の条に

初為算賦。（如淳曰。漢儀注。民年十五以上至五十六。出賦錢。人百二十。爲一算。為治庫兵車馬。）

とあり、この「算賦」を加藤繁氏以来男女成人に課せられた一つの税目と解されてきている。[1]

これに対して私は、「漢代の算錢について」なる小論を発表し、「算賦」なる一税目は存在せず、これは「算（算錢）」と「賦（賦錢）」との両税目であり、いずれも男性のみに課され女性は課徴の対象外であった、と主張した。[2] 私は、それ以前にすでに、「口賦」を「口（口錢）」と「賦（賦錢）」とに、「更賦」を「更（更錢）」と「賦」とに、「軍賦」を「軍（軍役）」と「賦」とに、それぞれ二つに分けて解すべきであることを論じている。[3]

その後、山田勝芳氏が、大著『奉漢財政収入の研究』を公刊し、私の説に反対された。[4] 本稿は、この氏の見解に対して反批判を行うことを目的とするものである。行論の都合上、前稿と重なることが多々あることを予め断っておきたい。

二　算賦を算と賦と解することについて

山田氏は私の説を次のように批判する。

「算賦」を「算」と「賦」とに分けるべきだとする議論については、このように算を単位とする賦という意味での「算賦」という税目が確かに存在し、『漢書』高帝紀はそれを指したのであると考えることができる以上、無理に「算」と「賦」を分ける必要はない。これが「賦」「賦斂」の柱であるために、「賦」とだけあるいは「算」とだけ称されることも

多かったのである。第一節引用の『漢書』成帝紀の「減天下賦錢、算四十」という一文が何よりも雄弁に算を単位にして賦錢が徴収されていたことを物語っている。また同様に既に第一節で述べたように、同巻七二、貢禹伝の「賦算」は「算賦」と同じなのである。

これを読むと、氏は拙論を読んでいないか、あるいは読んでいても全く理解していないようである。賦は算を単位として徴収されたことは私も否定していない。そうだからといって「算賦」という一税目が確かに存在したなどというのは皮相な理解である。

氏は、貢禹伝の「賦」を「算賦」と解してよい、と主張される。その理由として、田租を租田と称することがある故に算賦をこのように表現したものと考えてよいのである、とされている。(151)「田租」を「租田」とよぶことがたとえあったとしても、貢禹伝の「賦算」を「算賦」と解するのは乱暴である。

なぜなら、貢禹は「古民亡賦算口錢（いにしえには民に賦・算・口錢という人頭税が課せられていなかった）」と説き起し、せめて算賦の徴収開始年令を引き上げるようにと上書したのである。はじめに揚げた如淳の引く漢旧儀の一文によって、賦錢は十五歳から徴収された。このことは漢代（前後漢）を通じて変更されなかった。そのことは、『論衡』謝短篇に

年二十三儒（傳）、十五賦、七歳頭錢二十三、何縁。

とあることによって明白である。(280)

しかるに山田氏は、貢禹の「年二十乃算」を、「（一五歳以上の成人に関しては、一五歳から算賦を課するのではなく）年齢二〇歳になってから算賦をかけるべきです」と解しているから（410）、氏に従えば、十五歳から徴収される算賦と二十歳（のちには二十三歳に引きあげられる）から徴収される算賦の二種類の算賦が存在したという矛盾した解釈となる。氏はこの矛盾をどう説明されるのであろうか。

それだけではない。前記拙稿で引いた後漢書の次の二箇条の文を氏はいかに理解されるのか高説を承りたいものである。自己の無理な解釈に都合の悪い史料には類被りして過ぎようとするのは学者らしからぬ態度であろう。

巻五安帝紀元初元年冬十月
詔。除三輔三歳田租更賦口算。
巻七桓帝紀永寿元年六月
詔。太山琅邪遇賊者。勿収租賦。復更算。

右の後漢書の両文は、算賦が一つの税目であるとする無理な固定観念では絶対解釈できない史料なのである。すなわち、安帝紀の「更賦口算」は、「更銭」・「賦銭」・「口銭」・「算銭」なのである。同様に桓帝紀の「賦、更算」も「賦銭」、「更銭」・「算銭」なのである。

話は少しくそれるが、

漢書巻二恵帝紀四年春正月の条に
挙民孝弟力田者。復其身。

とあり。右の「孝弟（悌）力田」を「孝弟・力田」の二者と解して誰も疑わずに過ぎてきたのであるが、一九九三年に発見された江蘇尹湾漢墓出土簡のうち、一号牘の「集簿」に

県三老卅八人。郷三老百七十人。孝弟（悌）力田各百廿人。凡五百六十八人。

とあり、これによれば、「孝弟（悌）・力田」ではなくして、「孝・弟（悌）・力田」であることは誰の目から見ても明らかである。[5] 人間、いったんこうだと思い込み、それが固定観念となるとそこから脱却することは至難である。学問の発表を阻害する固定観念を脱却し、もともと別のものである算と賦を、たまたま、高帝紀にただ一度出てきたために、これに混惑させられて、有りもしなかった算賦などという税目を確実に存在したと主張するのは自他を欺くものである。

三　漢代の人頭税が人民にとって苛酷な負担であったことについて

そもそも漢代の人頭税が、他の種類の租税にもまして人民を格別に苦しめたのは、それが銭納という形をとっていたからである。この事実につとに着目して、漢代の人頭税の負担がいかに人民を苦しめたかということを論じたのが、永田英正氏「漢代人頭税の崩壊過程—特に算賦を中心として—」である。[6] いま読み返してみても問然する所のない委曲を尽した卓説である。いま氏の高論を

適宜引用することを許していただいて、このことについて考えてゆきたい。

永田氏は、一斛の値を十銭と仮定し、一算の金額は斛に換算して十二斛、当時成人男子ひとり一か月の食糧は約三斛であるから、一算はおよそ四月分の食糧に相当する。それ自体が重い負担であったばかりでなく、それが銭納制である以上、穀物を売って金に変えなければならない。「買い手は当然、値切れるだけ値切り、その結果、実際に農民の受け取る金は当時（豊作時）の下落した穀価を更に大きく下回ったであろう。」と述べている。

「漢書巻七昭帝紀・元鳳六年夏（前七五）の詔に

夫穀賤傷農。今三輔太常穀減賤。其令以叔粟当今年賦。（師古曰。糶多而銭少。是為傷也。）

とあり、穀価の下落により農民の貨幣収入が少いため、当年の賦―人頭税も含む銭納税一般―に限り特別に叔粟を以て賦銭に代納することを許可している。」また、漢書巻八宣帝紀・甘露二年正月（前五二）の詔に

其赦天下。減民算三十。（師古曰。一算減銭三十也。）

とあり、「算賦一算につき三十銭の減税が行われているのも、恐らく以上のような事情に対する一種の対策であったと思われる。」と永田氏は解説している。さらに氏は、漢代、貨幣で納める税制を総称して賦斂という言葉で呼ばれていた、と述べて、次のように結論づけておられる。

そして、この支払に応ずるために、貧しい者は日用生活の必需品である衣服、履物、鍋釜類は勿論のこと、文帝の時の晁錯の上言（漢書巻二十四上食貨志）に、急政暴虐。賦斂不時。朝令暮当具。(7) 有者半賈而売。亡者取倍称之息。於是有売田宅。鬻子孫。以償責者矣。

とあるように、彼らの最後の財産である土地更には子供まで売ったり、入質したりして金にかえなければならず、極端な例では、これを逃れるために子供を殺すといったことも行われている。これよりしても結局、凶作、豊作の如何にかかわらず、人頭税も含めた漢代の銭納税は、農民にとって実に大きな負担であったと考えなければならない。

以上、永田氏の所説を長々と引いて、漢代の農民がいかに銭納の人頭税に苦しめられていたか、ということを述べてきた。このような現実をしっかりと把握しているならば、女性に銭納税である人頭税が課されていたなどという非常識な考えはどこを叩いても出てこないはずである。しかも、女性課徴説を主張する学者の論拠となる史料（後述する）によれば、寡婦となった老妻にも、また、妊娠中の女性にも一算百二十銭の算賦が課されたこととなるのである。どうしてそのような額の納税を期待することができようか。

四　算も賦も女性に課されなかったことについて

さて、私が前稿で算賦が女性に課されなかったことを示すものとして挙げた史料が四種類ある。いま一度これらについて順を追って述べてみたい。

（一）漢書巻二恵帝紀六年冬十月。
女子十五以上三十不嫁。五算。

この文を加藤氏は、「算賦が男女倶に割当てられたこと」の論拠とされた（158）。前稿で私は、「この令は、一家の中に十五歳以上三十歳未満の未婚の女性がおれば、その家の算銭負担者（成人男子）に五倍の算銭を割りつける、と解することが可能である」と述べた。

ところが、山田氏は、後述する（四）の史料を曲解した上に立って次のように言われる。

このように成年女子もまた算の単位で数えられて役と算賦を負担したのであるから、『漢書』巻二、恵帝紀の

女子年十五以上至三十不嫁、五算。

（女子で年齢一五歳以上で三〇歳までの者が嫁がないで家に居る場合は、罰としてその者について五倍の五算の算賦を徴収することとする。）

とある記事は、女子算賦課徴を明言するものに他ならないものであり、通常一算分の負担を五倍にされたのである。

氏の女子課役説が誤解であることは、すでに私が指摘したので、ここではくりかえさない。[8] 右の恵帝紀の令が女子算賦課徴の明証といまだに主張することは、全くデ

ンケンすることを欠く所論だと言わざるをえない。

この機会に引いておくが、後漢書列伝巻七六、南蛮西南夷伝、板楯蛮夷の条に

（秦）昭王嘉之。而以其夷人。不欲加封。乃刻石盟要。復夷人。頃田不租。十妻不算。（李賢注。優寵之。故一戸免其一頃田之税。雖有十妻。不輸口算之銭。）

とある。秦代のことではあるが、夷人に対する優遇措置として算銭を免除することを石に刻んで約束したという記事である。この「十妻不算」は、「十妻あれども算せず」であり、十妻を有するのはもちろん男性たる夷人である。すなわち、算を課される対象が女性ではなくして男性であることを明示している。

（二）漢書巻四九晁錯伝

今秦之発兵也。有万死之害。而亡銖両之報。死事之後。不得一算之復。

右の「死事之後。不得一算之復」は、「戦死した者の後継者は、一算の免除も得られない（で徴収される）」という秦の苛酷な措置を非難している。この「後」というのは、孟子離婁篇に「不孝有三。無後為大」の「後」、あるいは、漢書巻五景帝紀七年夏四月の条の「賜民為父後者、爵一級」の「後」と同じくすべて男性を指している。秦漢時代に父の後を継ぐ者は男性ときまっている。この史料の引用について女子課徴論者から一向に批判が見られないのは、私の言わんとする所を理解していなかったからであろうか。

（三）後漢書巻二明帝紀永平九年春三月

詔。郡國死罪囚。減罪与妻子詣五原朔方占著。所在死者。皆賜妻父若男同産一人復。終身。其妻無父兄独有母者。賜其母銭六万。又復其口算。

私が挙げた四種類の史料の中でもっとも批判攻撃にさらされたのは、右の文の解釈である。とくに問題となったのは、末尾の「又復其口算」の主語は誰かということである。

右の詔は、死者の妻の身内に対する恩恵についてかかれている。だから主語と考えられるのは「妻の父・若男同産一人」（「妻の父と兄」）、かあるいは「妻の母」の両者

しかない。私は前者と解したのであるが、山田氏、重近啓樹氏などは後者すなわち「妻の母」であると主張する。[9]

「口算」をどう解釈するかということがポイントとなるのであるが、山田氏は次のように説明する（183）。

問題は「口算」であるが、「三年の逋租・過更・口算・芻藁を除け」（同巻五、安帝紀、永初四年、一一〇、春正月辛卯六日の詔）などの例から推せば算賦を指し、妻の母の算賦が免除されたことになろう。しかし免役と免算賦とでは更賦が三〇〇銭であることから考えても免役の方がはるかに優遇であり、この場合「母の口の算を復す」即ち免役の規定ではなかったかとも思われるのである。いずれにしてもこれは女子算賦課徴あるいは女子徭役義務を示す史料となることは動かない。

山田氏は、女子課役説をとって譲らないのであるが、私がすでに別稿で述べたように鳳凰山一〇号漢墓竹簡の算が役を表すという氏の説は誤解である。[10]その上、重近氏が引く

甘粛省武威旱灘坡出土の木簡に

民占数以男為女、辟更徭、論為可冠

民、数（名数）を占（申告）するに、男を以て女と為し、更徭を辟（避）くれば、論じて司冠と為す。

とあり、重近氏も、「これによれば、（成年）女子に更徭義務はなかったことが明らかである。」と述べている（159）。山田氏の女子課役説は完全に破綻したといってよいであろう。このように氏の女子徭役義務説はぐらぐらと動いているのであるが、それでは女子算賦課徴説は動かないのであろうか。

一方、重近氏は、女子力役不課の立場をとり、右の明帝紀の記載について、「このように復除内容が、男、女で区別された規定になっているのは、成年女子に力役（更徭）義務がなく、人別賦課税目としては口算のみであったためであろうと考えられる」と言い、更に次のように続ける（273）。

一方、楠山氏はこの「又復其口算」の主語は「母」でなく、「妻父若男同産一人」であるとするが、そ

れは自然な読み方とはおもわれない。また、氏は一般に女子に対する復除は、実際にはその家の成年男子などの税役が免除される意に解している。しかしこの明帝紀の詔においても、妻方の家に成年男子がおらず、独り母のみがいる場合においてその母の口算が免除される規定であるから、やはり女子本人が口算（算賦）の負担義務をもつものとされていたと考えてよいであろう。

これを読むと、氏は私の女子力役不課も算・賦不課もほんとうに理解できていないようである。私の説では「女子に対する復除」などはあるべきはずもなく、したがって、「その家の成年男子などの税役が免除される意に解」することなどは不可能である。

肝腎の「口算」については、氏は「算賦」であると確言している。山田氏も、はじめは「口の算」と解したが、この史料の「口算」については「口の算」と解釈するのは無理であると考え、「算賦」と解釈するに至ったと述べている(11)（626）（645）。

もし、「口算」が算賦なるものを表すならば、すなおに「算賦」とかけばよいものをなぜ他の表現を用いるのか、それこそ不自然ではないか。私の考えにもっとも近いのは、渡辺信一郎氏の「口算」を「口賦」と「算賦」であると解する説である(12)。ちなみに「口賦」を一税目と解したのは加藤氏である。

漢書巻七昭帝紀元鳳四年春正月の条に

母収四年五年口賦。

とあり、顔注に

如淳曰。漢儀注。民年七歳至十四。出口賦銭。人二十三。二十銭以食天子。其三銭者。武帝加口銭。以補車騎馬。

とある。

加藤氏には「賦銭」という概念は念頭になかったらしい。それは氏の句読の切り方で推測できる。前出高帝紀の注、如淳の引く漢儀注の文を次のように切っている(158)。

民年十五以上至五十六出賦。銭人百二十為一算。為

治庫兵車馬。

おそらく氏は傍点の部分を「賦を出ス、銭タル人ゴトニ二百二十、一算ト為ス」と読まれたのであろう。同様に「口銭」についても右の漢儀注の文を

民年七歳至十四。出口賦。銭人二十三。二十銭以食天子。其三銭者。武帝加口銭。以補車騎馬。

と切り、傍点の部分を「口賦ヲ出ス、銭タル人ゴトニ二十三」と読まれたのであろう(60)。その結果として「口賦銭」を「口賦」と「口銭」と解された。その影響が今に及んでいて、「口賦」という一税目が実在したと考えている学者が多いのは残念である。

「口賦銭」は、私がくりかえし説いてきたように「口銭」と「賦銭」なのである。七歳から十四歳に至る若年者が対象となる人頭税である「口銭」であるからには、寡婦となった老妻が課徴の対象となることはなかった。もうひとつ、ここで私は今まで誰も言わなかった新説を提起したいと考える。それは「口銭」なる人頭税は、女性年少者(少女)を対象から除き、男性年少者(少年)のみを対象とした、ということである。それゆえ、二つの理由からして、明帝紀の「口算」は、諸家の主張するような「妻の母」ではなく、「妻の父・若男同産一人」であったことは動かない。

(四) 後漢書巻三章帝紀元和二年春正月

詔曰。令云。人有産子者。復。勿算。三歳。今諸懐妊者賜胎養穀。人三斛。復其夫。勿算。一歳。著以為令。

右の章帝紀の文で問題となるのは、「人有産子者」が男性であるか、あるいは女性であるか、という点である。私はこの「人の子を産むこと有る者」を男性と解する。これに対して、山田、重近の両氏は女性と解している。

まず重近氏の所論を聴こう(273)。

詔文中に引く令文の「産子者」とは婦人を指すものであり、旧令では出産した婦人に対し、三年間の算賦免除が規定されていたが、今後は懐妊中の婦人に胎養穀を支給すると共に、出産後はあらたに夫に対しても、一年間の算賦免除を規定し、これを新令としたもの、と解して不都合はない。

ところが、氏の高説に不都合なところは少なくとも二点ある。まず、新令の夫に対する優過措置の期間を「出産後」の一年間とするのは、旧令の三年間と重複することになり不可である。これは妻の妊娠期間中の一年間と解さなければならない。もっとも不都合なところは、氏自身女子不課役の立場をとり（そのこと自体は正しい理解なのであるが）、そのために「徭役（力役）の復除例」として、

民産子、復勿事二歳。（『漢書』巻一下、高帝紀、七年条）

を挙げている点である（259）。この「民産子」は、力役に従事する者が男性である以上、断じて男性でなければならない。この「民産子」は章帝紀の「人有産子者」とどう違うのであろうか。もちろん、双方とも同一の者を指し、子どもをもうけた男性を意味している。

山田氏は終始女性課役説の立場から論じている。まず、高帝紀の右の条を「民の子を産む者については、復除して徭役免除とすること二年」と訳し、次のように解説する（178）。

高祖七年段階で子を産んだ女子の徭役を二年間免除することにし、それは令に編纂された。この免役二年間は、子供が生まれてから二年間ではなく、妊娠の確認を行って以後二年間の意味であろう。その後、この免役二年という規定は後漢初年に至るまでの間に三年にされた。それはやはり「著為令」という文言を有する詔によって命じられ、そして令に編纂されたのである。章帝はこの令にさらに加えて、妊娠が確認された者には女子一人分に若干プラスした量である毎月三石の穀物を支給して、さらにその夫のその時点以後の一年間の徭役を免除し、妊娠期間から出産・乳児養育期間の妻が動けない時期に家から労働力が失われてしまうのを防いだのである。こうしてこの史料（筆者注、章帝紀の詔）は女子の徭役義務についても明らかにするものとなる。

氏の解説の中で「この免役二年間は、子供が生まれてから二年間ではなく、妊娠の確認を行って以後二年間の意味であろう」とするのは誤解である。これはやはり、配偶者（妻）が子供を出産してからの二年間と解すべきである。そうでなければ、章帝紀の「今諸懐娠者」に対

する優遇措置の意味が、わけのわからないものになってしまう。

氏のような女子課役、算賦負担の主張が現実にあったならば、章帝紀の詔以前は、妻は妊娠期間中も徭役に従事し、夫は妻の出産にかかわりなく（つまり妊娠中も出産後も）、家の仕事を放り出して力役に従事したこととなる。しかも前述したように人頭税は銭納であり、重い負担となっている。なんと苛酷な生活を強いられたことであろうか。想像だにできない非現実的な生活である。

すでに前稿で紹介済みであるが、似たような史料に次のようなものがある。

後漢書列伝巻一六任延伝

駱越之民。（中略）其産子者。始知種姓。咸曰。使我有是子者。任君也。多名子為任。

駱越の人民で子供をもうけた者は、始めて姓なるものがあることを知った。みな口を揃えて言うよう、私がこの子をもうけて育てることができるのは任延様の善政のおかげだ、と。そのため子供の姓を任と名づける者が多かった。

右の文の「其産子者」は男性である。女性であって「使我有是子者、任君也」とみな口を揃えて言うのでは、夫の面目が立たないし、任延も単なる好色漢と堕してしまう。

また、水経注巻三八湘水所引零陵先賢伝。

鄭産為白土嗇夫。漢末多事。國用不足。産子一歳。輒出口銭。民多不挙子。産乃勅民勿得殺子。口銭当自代出。産言其郡県。為表上言。銭得除。更名白土為更生郷也。

鄭産が白土郷の嗇夫となった。漢末のこととて出費が多く予算が不足したので、（本来七歳から徴収した）口銭を子供をつくって一年してから徴収することにした。人民は子供をとりあげなかった（つまり間引いたのである）。鄭産は彼らを戒めて子供を殺さないようにして、口銭は自分が代納し、郡県の上長に上言したので、口銭の厳しい取り立てが止められた。（人民は感謝して）、白土郷を改めて、更生郷と呼ぶようになった。

右の「産子一歳」の「産子」（子を産んだ）という

「民」はこの場合は男性である。また、山田氏の説くように妊娠中を含めることが不可能なことはこの例でも明示されている。

以上挙げた（一）乃至（四）の四種類の史料に基いて、女性に算・賦が課せられなかったことを考証した。

いったい女性が「算賦」（それをどのように解釈しようとも）が課せられていたという発想はどこから出てきたのであろうか。私は次のような諸点を勘案して、女子不課説を首唱するものである。

（一）その由来。歴史を考える以上、ものごとの由りて来たる所以を探求することは必須であること言をまたない。私は算銭を兵役免除、賦銭を兵役そのものから由来する人頭税であり、したがって男性のみを課徴の対象としたと考えるのである。

（二）当代の史料。本稿はほとんどこのことに紙数を費したが、史料に拠って立論しうることであり、女性課徴を示すような史料は、私の見る限り、皆無である。

（三）歴史的状況からの判断。

その時代の人民、とくにこの場合は女性がどのように生活していたか、ということを忘却した、あるいは無視した論説は、いかに多弁、強弁を弄しても空虚でむしろ歴史の実像を追求してゆく上に有害である。

女子課徴説をとる学者の説は右の三点について説明されていない。女子課役説をとる山田氏は、「秦漢時代の女子の徭役義務は必ずしも苛政の結果ではない。むしろ耕戦体制における農民の地位の高さと、その中にあって男子が出征した後、家を守り、さらには徭役にも従う女子の強さと地位の高さにこそ注目したい」と言われるが(180)、私には理解できない発言である。

五　おわりに

「はじめに」で挙げた高帝紀に「算賦」とあるのを、私は先に「たまたま算賦としてただ一度出てきた」ように述べたが、「算賦」と併称されたのはやはり何らかの理由があってのことであろう。私は、漢楚の闘争の戦火まだ生々しい頃であり、男子は十五歳ともなれば兵士として戦場に駆り出されたゆえに、算銭も賦銭とともに十五歳から徴収するように規定された。そのような事情で

「算賦」と併称されたのではなかろうかと推測する。[13]

以上、算と賦に関する私見を開陳してきた。山田勝芳氏にはかなり厳しい態度をとったような気がするが、学問上の見解を持したまでで個人的にふくむ所などはもちろん皆無である。むしろ、私見を開陳する機縁を与えて下さったことを、山田氏ならびに重近氏に感謝して筆を擱く。

二〇〇〇年六月六日　稿了

註

(1) 加藤繁「算賦に就いての小研究」(『史林』四―四、一九一九。)同氏『支那経済史考証上』所収。以下、加藤、山田、重近三氏の著書については(　)内にアラビア数字でページ数を示す。

(2) 楠山修作「漢代の算銭について」(『東方学』六四、一九八二)。拙著『中國古代國家論集』所収。

(3) 楠山修作「更賦と軍賦」、「漢代の賦の意味について―平中説批判」など(いずれも拙著『中國古代史論集』所収)。

(4) 山田勝芳『秦漢財政収入の研究』汲古書院、一九九三。

(5) 永田英正「江蘇尹湾漢墓出土簡についての考察―とくに「集簿」を中心として―」(京都女子大学『史窓』五七、二〇〇〇)。

(6) 永田英正「漢代人頭税の崩壊過程―特に算賦を中心として―」(『東洋史研究』一八―四、一九六〇)。なお、李亜農氏は『中國的封建領主制和地主制』(上海人民出版社、一九六一)、八六ページに私が引いた部分を訳出して引用している。

(7) 永田氏は「百衲本には「朝令而暮改当具」とあるが、いま加藤繁訳註『漢書食貨志』(岩波書店)に従って改めた」と註している。

(8) 楠山修作「漢代女子力役不課論」(『追手門学院大東洋文化学科年報』十一)。

(9) 重近啓樹『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九。二七二ページ。

(10) (8)の拙稿を参照されたい。

(11) なお、細いことのようであるが、山田氏が、「この史料を最初に取り上げた前掲拙稿「漢代の算と役」」と記しているのは食言である。拙稿で既に引いているからである。

(12) 渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討―服虔・浜口説批判―」(『東洋史研究』五一―一、一九九二)。

(13) 史記巻七項羽本紀に

　外黄不下数日。已降。項王怒。令男子年十五已上詣城東。欲院之。

とあり、十五歳以上の男性を戦士として使えるものと認識していたようである。